

平成27年度行政事業レビューシート (警察庁)

事業名	国外犯罪被害者等(仮称)			担当部局	長官官房			作成責任者
事業開始年度	平成28年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	給与厚生課			給与厚生課長 山本 仁
会計区分	一般会計			政策・施策名				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国外犯罪被害者等(仮称)の支給に関する法律案			関係する計画、通知等				
主要政策・施策	犯罪被害者等施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国外犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害者等(仮称)を支給する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国外犯罪被害者(日本国外において行われた故意の犯罪行為により死亡し、又は障害(障害等級第1級相当)が残った、日本国籍を有する者(海外の永住者を除く。)をいう。以下同じ。)の遺族に国外犯罪被害者等(仮称)を支給し、障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者等(仮称)を支給する。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	47	
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
		計	0	0	0	0	47	
	執行額	-	-	-	-			
	執行率(%)	-	-	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
		成果実績	件					
		目標値						
		達成度	%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	成果実績である年度ごとの国外犯罪被害者等(仮称)の支給件数は、支給対象事件発生数及び申請件数等の増減の影響を受けるが、これらは制御困難な要素であり、定量的な目標は設定できない。			支給対象事件に係る申請に対し、適切に国外犯罪被害者等(仮称)を支給する。				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 28年度	
	国外犯罪被害者等(仮称)の支給(法律に定める要件に合致する国外犯罪被害者等に対して、法律に定める額を支給)	国外犯罪被害者等(仮称)の支給件数(「目標最終年度28年度」においては、支給見込件数を入力した)	実績	件	-	-	-	
			目標値	件	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	国外犯罪被害者等(仮称)の支給件数		活動実績	件	-	-	-	
			当初見込み	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	国外犯罪被害者等(仮称): 国外犯罪被害者一人当たり200万円 国外犯罪被害者等(仮称): 国外犯罪被害者一人当たり100万円		単位当たりコスト	-	-	-	-	
		計算式	/	-	-	-	-	
算出	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				

内訳 (単位:百万円)	諸謝金	-	5	
	国外犯罪被害弔慰金等(仮称)		41	
	警察装備費		2	
	計	0	48	

事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当事業は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた国外犯罪被害者の遺族又は障害が残った国外犯罪被害者に対して国外犯罪被害者弔慰金等(仮称)を支給し、国外犯罪被害者等に対して弔意等を示すものであり、国民や社会のニーズを的確に反映している。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国外犯罪被害者弔慰金等(仮称)の支給に関する法律案第3条により、国が支給することと定めており、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	国外犯罪被害者等に国外犯罪被害者弔慰金等(仮称)を支給し、弔意等を示すために必要かつ適切な事業であり、優先度は高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	国外犯罪被害者等の申請に基づき、都道府県公安委員会による裁定を経た後支給しており、支出先の選定は妥当である。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	法律の規定により、国外犯罪被害者弔慰金(仮称)と国外犯罪被害者障害見舞金(仮称)の額を定めており、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	国外犯罪被害者弔慰金等(仮称)は、都道府県公安委員会による裁定の結果に基づき警察庁が支出することから、支出先・用途については把握できる。	
	改善の方向性	国外犯罪被害者等に対して弔意等を示すために、法令に基づき実施していく必要がある。 なお、法律の規定により、国外犯罪被害者弔慰金(仮称)と国外犯罪被害者障害見舞金(仮称)の額を定めており、適正な予算執行を行える。	
外部有識者の所見			
点検対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	要求に当たって検討すべき事項について、おおむね適切に検討がなされている。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	特になし。		
備考			

本法案については、本国会において提出が見込まれており、法案成立時期によっては施行が平成28年度中からとなることもあり得ることから、国外犯罪被害弔慰金等(仮称)を平成28年度予算概算要求に計上した。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	—	
平成25年度	—	平成26年度	—			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.

E.

	計		0	計	0
費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載					<input type="checkbox"/> チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載					<input type="checkbox"/> チェック